

攝社

一、日山神社

祭神 伊弉諾尊

所在 野母村海門山字タケノ山々頂

此の山は一名を權現山、又日ノ山、或は火ノ山と稱し野母半島の西端突角をなし半島の諸山と連絡せず、特り蒼溟の間に卓立して一團靈秀の山彙を爲す、往昔は我が國の最西端で麓の巖に打寄する直浪徑波は唐土天竺より來りしものとなし詩にも歌にも詠まれたものである。試みに山頂に攀づれば眼前廣茫として際涯無し、維新前には當社の後なる地續の地に遠見番所の設ありて異船の出入を監視して居た。

沿革 熊野神社縁起に曰く昔、清和天皇の御宇貞觀十三年九月二十三日熊野大權現例祭の當日とて村中の老若男女は悉く休業して社頭に通夜をして居たが、夜半に至り西南の方海上遙に光明赫々たるものあり、皆々龍燈にやと怪んで居る内、次第に陸地に近づくに従ひ日輪の如くなりて鳥居渡の浦に止

權現山 在

縁起

日ノ山

まつたので人々恠しみ恐れをなし尋ね行きて見届けんと云ふ者も無い、それで夜の明くるを待ちて社司と共に同所に尋ね行きたるに、天の瓊矛を携へたる相恰端然たる一軀の神像が巨巖の上に立つて居た、それで浦人等は此の日陰神の御祭禮日に當り陽神の神幸ましますことは深き因縁あることなりと打喜び、偕て何處に御社を定むべきかと寄々に協議を凝して居た、然るに社司某の夢に祭神彼に宣はく、吾を鳥居渡の上なる高き山の朝日さす夕日かゞやく處に宮造して齋き祀らば、産土神なる陰神と共に此の浦の守護となり就中沖漕ぐ船の風荒くとも真心をもて祈り禱らば開き夜は光をあらはし船覆るの患無かるべく、又朝な夕なに漁舟の往來をも見て氏子の幸を永く護らんとあつたので、村人等と謀らひて今の地に宮居を定め、朝日夕日の輝く山と云ふ意にて日ノ山と名づけ、即ち此の神を日ノ山大權現と稱へ奉り熊野日ノ山兩社を此の浦の産土神とした、夫れより毎年九月廿三日に熊野宮に神幸あり、兩日に兩社の神事を執り行ひ廿四日に還幸まします例となつたと、今茲に大正十四年に至りて壹千五拾五年連綿として絶ゆる事が無い。

又一説に、社司の夢に相恰端正なる御姿あらはれ社司に告げて宣はく、我

は漢土に在りて娘媽神と云ふ船神である、故あつて此の浦に來れり我を西南の海上遙に見渡す可き高山に祀らばその山より見へ渡る限りの海上に於て和漢の船々末代に至る迄難船する事無き様守護すべし云々と、社司覺めて鳥居渡に至り見るに漢木にて刻せる觀世音菩薩の御姿に肖たる容姿端麗なる木像が岸邊に漂着して居た、里人等之を取り上げ見るに異香馥郁として薫するので皆々奇異の思をなし靈夢の告にまかせて高山に安置し奉らんとして海門山の頂を相し茲に宮居を創設したのであつた、即ち日ノ山大權現と崇め稱したのであつたと。

以上は熊野神社縁起の語る處であるが同社の部に於て述べたるが如く、目下同社には當社創立に關して依據すべき史料皆無なる爲め茲には傳説のまゝを記述して置くこととした。

之より後熊野宮と當日ノ山宮とを合せて熊野、日山無量權現と稱へた、當時本地垂跡兩部習合の時代であつた爲め熊野宮は阿彌陀如來の、日ノ山宮は觀世音菩薩の垂跡なりとしたのであつた、貞享四年禰宜山口内記上京して吉田家に就き無量權現を改めたる事は前に之を述べたる通りである。

熊野日ノ山無量權現

松平信綱野母遠見番所を設く

長崎奉行參拜

社壇建立

神輿渡御

改修

九百五十年大祭

寛永十五年 鳥原の亂平ぐの後、松平伊豆守信綱は長崎に來りて對外國施設を決定したが、當時當野母半島を巡廻して日ノ山頂に登攀し、遠見番所を當日ノ山及び西側地續の權現山に設け外泊渡來を急報せしめた。

此の時信綱は當神社の御神体及び由來に關して問ふ所あり、敬度の念止み難く神饌料を奉納した。後長崎奉行や所轄の地方代官やが當地遠見番所巡見に際しては必ず此の例に依ることゝなつた、されば當社では天下泰平、武家方武運長久、異國靜謐の祈願怠らず以て明治維新に及んだものである。

正保二年 當社に壇を建立した。正保前に於ける當社の沿革は記録なき爲め一切不明である。以下禰宜山口家の記録に依る。

寶永三年 當社拜殿を瓦葺とし正徳二年神殿を改築した。

正徳三年九月廿三日 始めて神輿を熊野大權現に渡御し奉る、翌廿四日還御あり爾來定例となり以て今日に及んで居る。神輿は野母村社丁之を昇ぎて日ノ山を降り里浦を経て熊野大權現神殿に奉安す。

寛延三年九月十五日 七代對馬守代拜殿の改修此の日を以て成就したが、越えて天保六年八月亦之を改築した。

文政三年八月二十八日より二十四日まで鎮座九百五拾年大祭を執行したが此の時里浦より俄手踊を献じ、近村より見物の群集あり中々の賑を呈した。

其の大祭費銀六拾貫文は之を戸別に徴集した。文政五年八月二十日 山口主殿代 當社雨覆殿落成した、畔津中の發企する所であつた。

天保六年八月 正殿及び拜殿再建成就した。

明治維新に及び熊野大権現と共に権現の稱號を廢して日ノ山神社と唱へた。

明治三年 從來熊野神社と各別であつた野母村に於ける當社氏子は熊野日

山兩社氏子として之を合併した。

明治七年 熊野神社が野母村々社に指定さるゝに當り、當社は其の攝社として奉仕する事となつた。

大正八年三月 神殿の大改修を、同九年五月拜殿を改築した、即ち現今の

建物である。

此の神社より長崎縣廳まで陸路八里

境内 千七百貳拾九坪 官有地

境内建物 内神社所在の平地は百坪東西拾參間南北八間で他は神社を繞る山林である。

日ノ山神社

熊野神社の攝社となる

神殿改修

境内

正殿

拜殿

正殿 日ノ山々頂四望濶達特に眺望雄大の地で東に面す、銅板葺、木造、流造壹坪五合五尺に六尺の總檜材勾欄附廻廊を繞らせる建物で、向拜六尺に貳尺五寸口に濱縁壹坪(九尺に四尺)を設け屋根は二重繁垂木で向拜口の飛龍、獅子の彫刻は熊野神社に於けるものと年代刀法同一のものであらう、而して神殿は八合參勺餘六尺に四尺

舞殿 木造、瓦葺、切妻造、平屋四坪半 壹丈八尺に九尺

拜殿 木造、瓦葺、切妻造、平屋六坪 壹丈八尺に壹丈貳尺の建物で向拜

口六合六勺餘六尺に四尺を附設す、殿内正面に日山社なる木額が掲げられてあるが之は明治維新當時澤長崎總督が揮毫したものである。

鳥居 1. 拜殿の前にあるもの 花崗石、高壹丈五尺、巾九尺五寸奉寄進(左) 元治元甲子四月吉日(右)(銘)

2. 1.の東一丁餘を隔つる所に在り、安山岩高壹丈貳尺、巾九尺、奉寄進心願成就(左) 寶曆七丁五年二月吉祥日(右)(銘)

3. 日ノ山中腹に在るもの、砂岩高壹丈四尺巾壹丈、維時安政六己未歲(左) 春三月吉祥日(右)(銘) 何れも額は日山神社とあり。

常夜燈 1. 拜殿の前に在るもの 壹對材、花崗石高五尺八寸、奉獻文久二年戊二月米

屋要右衛門(銘)

2.2の島居兩側に在るもの、安山岩高五尺奉獻文化十四年正月

心願成就阿州名西郡上山安太郎(銘)

獅子狛

拜殿前に在り材、花崗石高四尺四寸壹貳尺壹寸
文政六未年六月吉日奉獻當村哇津若者中(銘)

壹 對

石 壘

直徑壹尺六寸(安山岩)

壹 基

奉寄進手水石壹基、野母浦火之山、無量大權現御神前、貞享元年九月十三日

肥前國小城郡牛津新町持永傳之允、戸川町横口幸右衛門(銘)

傳 説

傳説 野母浦人が事實として語り傳ふる日之山權現靈驗の一節に次の如きものがあつて今でも浦人は固き信心を持つて居る。

野母浦の漁人等は板子一枚を金殿玉樓とし、一年三百六十五日中の三百日は荒海の波の上にありて蒼空の明月を友とし、東支那海を吹き通す潮風に曝されて暮らす實に海上は彼等の住所なのである、夫れで夕やけを見ては明日の天候を卜し雲の佇すまい星の煌めきを眺めては風雨の至るに備ふる、天氣豫報、晴雨観測の正確機敏なることは實に驚く可き程の實驗と知識とを有するのである。

夫れで風和に波靜なる日の彼等の作業の愉快さは羨敷程であるが、一旦雲怒り波狂ふの日は全く生きながらの地獄である、かゝる時船人共に海

底の藻屑となれる例は古來其の例甚だ多く、時には一村内若者の大部分が難破して死体の行方全く不明なる爲め、所謂空葬禮の五十の柩が列をなして藏徳寺や海蔵寺に送られた事は里人の語り草にも言ひ繼がれ兩寺の過去帳にも明記してある。編者が大正十三年の春當社調査の爲めに同地に滞在して居た時、年傾きて腰に梓の弓を張れる老漁夫が、實驗談として語る所に次の如き一節を聞いた。

現今の世は便利な機械が出来、風雨の豫報が非常に正確でありますので冒險でも強いてやらざる限り海上に危険と云ふ事はありませんが、私共の壯い頃は中々今の様には参りません、如何に熟練はしても時々は天氣の観測を誤りまして沖へくと出る、そろく風向が悪くなる、夫れに雨まで加はる、風が募る浪が高くなる、風の強き時には簀板が木の葉か薄紙の様に飛ぶ、一尺か二尺を隔てた距離にある乗組が如何に大聲を出しても何を言ふのか聲は聞えるが言葉が別らぬ、忽ちにして天空開濶の波頂に吹上げられたかと思ふ瞬間に奈落の底に落下する。

斯の如きに際しては人力も機械力も何等の權威はあるものでは無い、日頃は力を自慢し腕を誇りし若者も、一時立ち二時と経る内に神身疲労し盡してもう駄目だと断念の眼ざしを表現する、此の時の船中の模様と言つたら逆も形容の出来るものぢやありません。

もうかうなれば頼むものは不思議の神助あるのみ乗組は期せずして日ノ山大権現に大悲の冥助を祈願する、一期の大難を助け給へと念ずる、或時の事でした私が四十二三の時です、丁度斯うした一期の大難に遭遇しました時、不思議なる哉何處よりも知れず一羽の白鳥が帆檣を臨みて飛翔し來り橋頭に止まりました、今迄は身體綿の如くに疲れ果て、綱もて身體を船に括り付け、或は帆檣に抱き付き縋かに餘喘を保てる船員等が是を見るに及び神威一船に及べるを感じて忽ちにして勇氣百倍し楫を押す楫を操る遂に風浪を押し切りて無事歸村するを得ました。

斯くして海上難船に際し船中一心に大権現に祈念すれば不思議にも風浪次第に平穩に歸するのです、時には夜中方角を失して苦心慘憺たるに際し遙に火ノ山々頂に靈光が一閃すると船中は忽ちにして歡聲湧き海路自

ら安らかに岸邊に安着するのであります云々。

以上は野母浦老人共が實驗せし例話である、斯くの如くして九死に一生を得たりし漁人等は船の波止場に近づくと共に跣足のまゝ熊野兩社に詣で、救命の神恩を感謝するのである、夫れで以前は此の山を火ノ山と書いたものである、斯くの如き信仰を有する野母村民の熊野兩社に對する崇敬の念の篤きは到底他村民等が想像の外である。

夫れで火ノ山権現の靈驗著しく渡らせ給ふことを傳へ聞ける諸國往來の舟人等が、権現に祈願して難を免れし例は古來無數である、此等の人々は所願成就の奉謝の爲め鳥居、石燈籠等の建物を一手に奉納し或は金品を社頭に献じて神恩を鳴謝したのである、今に兩社境内に此の種の建物が残つて居るが、惜しい事には明治維新後此の種の建物の倒潰したものが多いことである。

末社

一、稻倉魂神社 雜社

祭神 宇迦之御魂命

所在 野母村出口郷字出口丘上

沿革 寛政九年二月五日の創立で出口郷の氏神である、創立後の變遷に關しては史料無き爲め之を明確ならしむることが出来ない、目下野母熊野神社々掌の勤務する所で出口郷民參拾參戸にて維持して居る、祭日は舊九月二十三日である。

境内 百貳拾四步

東九間 西五間
北拾五間 南拾壹間

民有地第一種

境内建物

正殿 北向き、六尺に五尺

拜殿

左右に下屋を構へ六尺に貳尺の向拜にあり、七坪半(貳丈壹尺に壹丈貳尺)の建物である、此の兩殿の間に壹坪貳合五勺(六尺に五尺)の神饌所がある、以上建物に共に木造、瓦葺、切妻造、平屋である。明治八年の明細帳には此所は長崎縣廳より七里拾町を隔つとある。

所在 勸請 建物

二、琴平神社 雜社

祭神 大物主命 崇徳天皇

所在 野母村字サルオトシ (日ノ山の前面) 丘上、此處は野母村里郷より

日ノ山に登る絶頂部で四望濶達、眼界の及ぶ所眺望誠に雄大である。

沿革 文政八年乙酉三月に勸請したもので爾後の沿革は詳かでない、熊野

神社の末社で舊三月、十月の各十日に例祭を執行する。

境内 拾六坪

東西五間
南北五間

有税地

境内建物

正殿と神殿とを合併せる一棟 木造、瓦葺、切妻造、平屋貳坪貳合五勺(方九尺)の建物で五尺に貳尺の向拜が附設さる、堂内大梁に棟

札が張られて左の文字がある。「奉棟上手置帆負命、八意思兼命、彦狭知命、文政八年乙酉三月吉辰」

鳥居

拜殿の下段に在り、砂岩、高八尺七寸、巾六尺五寸、琴平神社と額し、天保十二年三月吉日と銘す、此神社より長崎縣廳まで陸路七里參拾貳丁

此の外に事代主神社二社は明治某年に本社に合祀され、葉山神社は明治維新の際廢社となつた、舊址は歴として殘存する事は別に述べたる通りである。

第三節 住吉神社

祭神 底筒之男命

中筒之男命

上筒之男命

所在 西彼杵郡川原村字宮田

川原大藏太夫
住吉社勧請

沿革 人皇六十六代一條天皇の御宇正暦五甲午年川原村邑主川原大内藏太夫高滿の勸請する所で川原大明神と稱した、降りて人皇百一代後花園天皇の康正二丙子年八月十六日大家源左衛門大江宗種之を再建し今村和泉なるものを以て神主としたとは當社縁起の傳ふる所である。
足利氏の末吉利支丹宗蔓延し當地方も其の惑溺する所となりて士民之に化し、神社佛閣は毀られたが當社も此の時に破壊せられ殆んど廢絶の姿となりて居た。

寺澤廣高再興

徳川氏の世となりて吉利支丹宗禁歴の制布かるゝに及び寛永二年時の領主寺澤兵庫頭は先づ當社を再興し住吉大明神と改稱し、今村左近豊次を其の神

吉田家入門

主に任じた、爾來當社は川原村の鎮守で今村氏其の神主として明治に及んだものである。

改築

元祿元年 神主今村某名不詳は京都に上りて神祇道管領卜部家に就き唯一神道を相傳し子孫相承けた。

神璽を改む

嘉永六年 九代神主今村豊重の時社殿を改築した、此の年神祇管領卜部良照は當住吉大明神の神璽を改めた、乃ち神代の靈印を以て靈璽を勸請したと云ふ。

村社

慶應四年三月太政官達により住吉神社と改めた。
明治七年五月 川原村村社に指定せられた。

現勢

目下當社は高濱村々社八幡神社々掌の兼務する所で氏子川原村民全部その氏子である。當社大祭は舊九月廿八、廿九の兩日で廿八日に神輿を渡御し奉り氏子中當村内の各郷青
年各輪番に神輿を昇ぐ廿九日に還御せらるゝのである。

境内

境内 參百貳拾歩

東西 貳拾間
南北 拾六間

官有地第一種

建物

境内建物

明細帳に參百六拾六坪とあり。
長崎市史地誌篇 住吉神社

正殿 木造、柿皮葺、流造約貳坪 (九尺に七尺で勾欄付廻縁を構へ壹合參勺餘)

幣殿 木造、瓦葺、切妻造貳坪貳合五勺 (方九尺) 其の形態頗る

拜殿 木造、瓦葺、入母屋造五坪 (壹丈五尺に壹丈貳尺) 其の向拜口を具ふ。

石鳥居 高壹丈巾八尺で嘉永六年癸丑年九月吉辰神主大炊 藤原豊直、庄屋今村孫一郎等の文字がある。

境内 附屬社九社 (雜社) あり左に之を掲げやう。

八坂神社 祭神 健速須佐之男命

境内 創立年月日不明、文政九年四月十五日 祇園社と號し明治維新の際八坂神社と改めた。

正殿 方四尺 拜殿 六尺に九尺

池之御神社 川原村下寺田字コエノスなる丘上に在り、右側麓に雄池が在る。

祭神 須佐之男命

境内

池之御神社

祭神

境内

小石祠 (寛文十三年三月及び安政五年七月十五日造立の貳基あり) 内に祀る。

勸請 天徳二戊年八月朔日

傳に曰ふ人皇六十二代村上天皇の天徳二年七月廿九日雷風、大雨烈しく起りし時雄池忽ちにして出現せし爲め里人其の守護神として熊野權現を勸請せしが當社の起元なりと。祭日舊九月廿五日

社地 四拾八歩 (東西拾貳間、南北拾壹間半) 民有地第一種

附考 當社神体は衣冠の神像である所より之を推すと、或は當村の邑主川原大藏太夫を祀れるにはあらずやと思はる。

池之御前社 川原村字池之山中に在り、其の右側が有名なる川原ノ池(雄池)である。

祭神 豐玉比古命 豐玉比賣命 高來津座命 (右祠) (石祠) 三あり元祿五壬申天四月吉辰、天保八年九月吉日建、明治四十一年六月再建 (銘)

勸請 正善五年十一月、祭日舊十一月九日

社地 參百拾歩 (東西拾五間半南北貳拾間) 民有地第一種

社殿 拜殿一字約五坪 (壹丈五尺) で一字あり、

秋葉神社 川原村字權作にあり (村の北方秋葉山頂)

祭神 迦具土命 石祠内に安置す

勸請 年月不詳、祭日 舊十一月十八日

社地 貳拾八歩 (東西六間南北五間) 民有地第一種

金刀比羅神社 川原村字カプト木場に在りて川原村より臨岬に通ずる天草洋に面せる地である。

祭神 大物主命 崇徳天皇 石祠内に奉祀す。

勸請 年月不詳 祭日舊三月十日

社地 拾六歩 (東西、南北各四間) 民有地第一種

菅原神社 川原村字徳直に在り、此の地は川原と高瀬村との境界よる高地頂上で山又山の險阻なる山頂である。(長崎市縣社松ノ森神社記事参照)

祭神 菅原道眞公 石祠内に奉祀す、

勸請 年月不詳 祭日舊八月廿五日

社地 參拾歩 (東西六間南北五間) 民有地第一種

事代主神社 川原村エビス山頂に在り。

祭神 事代主神 石祠内に奉祀、元境内神社であつた金刀比羅神社を合祀す。

勸請 延寶九年三月 祭日舊十月十七日

社地 參拾歩 東西五間 南北六間 民有地第一種

菅原神社 川原村字シロ山にあり

祭神 菅原道眞公

由緒 不詳

社地 六坪 民有地第一種

八幡神社 川原村字シロ山

祭神 仲哀天皇 應神天皇 武内宿禰

由緒 不詳

社地 拾八坪 民有地第一種

淡島神社 川原村字池ノ濱

祭神 大名牟邇命 少毘古那命

由緒 不詳

社地 壹坪 民有地第一種

歴代神職世系

初代 今村和泉守豊宗 永祿元年在動中

二代 今村左近豊次 承應年間在動中

三代 今村隼人豊英 元祿十五年在動中

四代 今村豊覺 寶永八年四月歸幽

長崎市史地誌篇 住吉神社

- 五代 今村登太郎 正徳二年在動中
- 六代 今村 左近豊正 享保十五年二月歸幽
- 七代 今村 隼人豊容 寛延四年四月歸幽
- 八代 今村和泉守豊后 文化四年三月歸幽
- 九代 今村 大學豊高 文化三年三月十六日より、歸幽年月不詳
- 十代 今村縫殿介豊明 天保三年三月より、歸幽年月不詳
- 十一代 今村 大炊豊重 嘉永六年十月六日より慶應二年二月まで
在職拾四ヶ年歸幽年月不詳
- 十二代 今村 豊幸 慶應二年三月より明治十五年八月廿四日迄在職拾七ヶ年
明治卅五年十月二日歸幽
- 十三代 今村 豊安 明治廿四年一月十四日より大正十年十一月廿七日迄
在職拾壹ヶ年大正十年十一月廿七日歸幽年五拾八
- 十四代 今村 豊幸 大正十五年八月二十日より

第四節 八幡神社

帶中日子尊

祭神 品陀和氣尊

息長帶比賣尊

所在 北高來郡古賀村字地大寺

沿革 戦國末吉利支丹宗長崎附近に蔓延した頃當村も亦擧げて該宗に席捲せられ神社佛閣悉く其の跡を沒した、寛永三年領主松倉豊後守領内を巡檢して神社佛閣を再興せし時、同三月當村古來の神社なる當社も亦之を再興し一村の産土神とし茂木村八武者權現の神主託麻式部清重をして其の兼務神主たらしめた、爾來當社神主職は託麻氏之を世々にして明治に及んだ。

明治七年五月五日 村社に列せられた。

明治十七年 當社兼務社掌託麻武度の歿後長崎村西山神社々掌堤利信の兼務となり、後喜々津神社々掌之を兼務して今日に及んで居る。

境内 六百八拾壹坪

東西約貳拾貳間
南北約貳拾壹間半

官有地第一種

所在

松倉重政再興

託麻氏を神主とす

境内

境内は寛永三年當社再興の際除地となり、明治維新後官有地に編入せられた。明治八年度明細帳には壹反五畝貳拾參歩とあり。

境内建物

境内
建物

正殿 木造、瓦葺、流造壹坪半 六尺に九尺

幣殿 木造、瓦葺、切妻造壹坪 方六尺

拜殿 木造、瓦葺、入母屋造拾坪半 貳丈壹尺に壹丈八尺で向拜約壹坪 六尺に五尺の他下屋 四坪 八尺に壹丈八尺を附設してある。

常夜燈

1. 高九尺、正殿の兩側に在りて文政九年十月長崎市引地町岡勘助、岡政治の銘あり。

2. 拜殿の兩側に在り、高六尺、明和八年辛卯歲十二月吉祥日向日講中(左)松原名講中(右)(銘)す。

3. 拜段の下段にあり、高六尺四寸で大正十二年十一月建之(左)松尾豐作、同久雄、光治(右)と勒す。

4. 殿の下段にあり、高八尺で文政丙戌年十一月吉祥日講連中施主中里名本田重助他三名(氏名略)木場名横瀬市平(左)講連中施主向名井手悅藏他五名(氏名略)(右)(銘)

鳥居 (右)

1. 拜段の前面に在るもの高壹丈巾九尺で額に八幡宮、左柱に安永元壬辰年十一月と刻す。

歴代神職

歴代神職世系

2. 社地の入口に在るもの高壹丈巾九尺で額に八幡宮、左柱に安永三甲午年三月と勒す。此の他日露戦役記念碑 高七尺内四尺(臺石)巾參尺八寸 忠魂碑 高六尺(内臺石四尺)巾參尺八寸 共に元帥海軍大將伯爵伊東祐亨題字で第一鳥居の内側に建つ。

初代より十一代までは裳着神社に同じ

十二代 喜々津村阿蘇神社々掌 成林左馬太

就退任年月不詳

十三代 喜々津村阿蘇神社々掌 松尾 虎雄

明治參拾壹年十二月五日より

第五節 天満神社

祭神 菅原道真公

所在 長崎縣西彼杵郡日見村字宮ノ本 管轄地沿革は略茂木村に同じ

沿革 寛永三年三月十八日島原領主松倉豊後守重政の勸請するところ茂

木八武者權現神主託麻氏神主を兼ね明治維新に及んだ。

明治七年五月 村社に列せられた。

明治十七年 當社兼務祠掌託麻武度の歿後長崎村西山神社祠掌堤利信當社

を兼務し、其の後矢上村箭上神社社掌の兼務する所となりて今日に及んで居

る。

目下兼務社掌壹名、氏子日見村住民約五百戸で毎年十月廿四日を以て例祭

を執行して居る。

境内 貳千貳百貳拾坪 官有地第一種 境内建物の内 境内建物の

正殿 東南に面す、木造、瓦葺、流造四坪 方壹丈貳尺 勾欄附廻縁を繞

所在

現勢

正殿 境内建物の

らす。向拜間口六尺入參尺。

幣殿 木造、瓦葺、切妻造、貳坪貳合五勺 方九尺

神樂殿 木造、瓦葺、切妻造貳坪貳合五勺 方九尺

拜殿 木造、瓦葺、入母屋造七坪 間口貳丈壹尺 向拜間口壹丈入五尺。

鳥居 (右) 四基

1. 境内上段に在るもの高九尺巾七尺で奉、弘化五乙巳八月吉日 (左) 獻、久米廣輔、同孫三郎 (右) (銘) 扁額に梅鉢の紋章あり、

2. 中段に在るもの高九尺巾八尺で奉再興増五郎外拾六名 (左) 寶曆七丁丑八月敬白 (右) (銘)

3. 下段の内部に在るもの高九尺巾六尺五寸、奉、日露職役記念 (左) 納、明治四十年五月建之平井善作外八拾壹名 (氏名略) (右) (銘)

4. 境内の入口に在るもの高壹丈、巾八尺五寸、明治八辛卯年八月吉辰 (左) (銘)

常夜燈 (右) 參對 壹基

1. 拜殿の左右に在るもの 高五尺五寸寛文四年辰八月廿五日施主松竹孫九郎 (左) 享保十九年九月吉日講仲間 (右) (銘)

2. 中段に在るもの 高八尺奉寄進、寛保元酉年 (左) 天満宮、十二月二十五日朝場郷 (右) (銘)

3. 同所に在るもの 高五尺五寸寛延元年辰八月日奉寄進、船津、久左右衛門 (左) 松之助、吉郎次 (右) (銘)

4. 下段に在るもの

高八尺(自然石) 明治三十二年三月吉日

歴代神職

歴代神職世系

裳着神社に同じ、堤利信退任後箭上神社々祠兼務となる。

第六節 熊野神社

祭神

伊邪那美命

須佐之男命

所在 西彼杵郡樺島村字新町

此の地は樺島灣の東側丘麓で直ちに樺島灣に臨み欸乃の聲手に取るが如くに聞ゆる。

沿革 往古より當地の總社であつたが吉利支丹宗盛んなりし頃、其の壓迫の爲めに殆んど廢絶して居たのを村民森掃部なるもの發企再興の志を起し寛永十二年當地が島原松倉氏の所領たりし時に領主の許可を得て今の地に神社を設立したもので、寛文中境内除租となつたが何時の頃よりか野母村熊野神社福宜山口氏の兼帯する所となつた、舊記皆無なる爲め事蹟の傳ふるもの無し、明治七年五月村社に指定せられた、爾來事歴不明。

現時社掌壹名、氏子四百戸 樺島村全部 年中行事中特に擧ぐべきものは無い、祭日は舊六月十五日、九月十八、九兩日で舊正月十五日に春祈禱を執行

所在

吉利支丹宗の災

松倉重政再興

現勢

する。

境内 百貳拾五坪

東西 貳拾五間
南北 拾五間

官有地第一種

境内建物

正殿 木造(總檜)銅板葺、二重繁垂木、流造貳坪半九尺に壹丈の建物で
勾欄附廻縁と向拜口六尺に貳尺五寸を備ふ、神殿は五尺六寸に四尺七寸。
廊下 正殿と拜殿との間にある木造、瓦葺、切妻造壹坪半九尺に六尺の建物である。
拜殿 木造、瓦葺、入母屋造、平屋拾參坪半 貳丈七尺に壹丈八尺の建物
で向拜口九尺に四尺堂内正面に熊野社の三字を題した木額 壹尺九寸横壹尺七寸五
分がある、此は明治初年長崎裁判所總督澤宣嘉の揮毫せるものである。

末社

稻荷神社

拜殿の右側に在る木造、瓦葺、切妻造、平屋壹坪方六尺の建物である。

天満神社

拜殿左側前段に在る木造、瓦葺、切妻造、平家の正殿(參尺八寸に貳尺
八寸、砂岩明治三十年八月建)石鳥居壹對
(砂岩高七尺貳寸巾五尺七寸)あり。

記念碑

日清役記念碑、日露戦役凱旋記念碑、忠魂碑等

鳥居

1. 石燈下兩側に在るもの、砂岩、高壹丈參尺巾壹丈、額熊野神社、天満神社、
奉獻、明治三十二年一月、中村貞次郎外五名(氏名略) 社掌近藤繁吉(銘)

附屬社

住吉神社

(無格社) 樺島村字古町

祭神

底筒男命、中筒男命、表筒男命

由緒

不詳

社地

貳拾貳坪 民有地第一種

金刀比羅神社

(無格社) 樺島村字西眞浦

祭神

崇徳天皇

由緒

不詳

社地

參拾坪 民有地第一種

歴代神職世系

當社には新古の記録壹冊も無く従つて神主系譜全く不詳。

第七節 八幡神社

仲哀天皇 應神天皇 神功皇后

祭神 武内宿禰大臣 中臣鳥賊津連 大三輪大友主君

物部膽昨連 大伴武以連

合祀 天照皇太神

所在 西彼杵郡高濱村字西濱添參百九拾六番地口ノ一

沿革 元祿六年癸酉八月廿二日の勸請で明治廿二年祠掌山口矩英死歿まで

は野母村熊野神社主山口氏の兼務する所であつた。

明治七年五月 村社に列せられ爾來今日に及んで居る。記録無き爲め神社の沿革全く不明

明治四十一年 末社高濱村字蔭平無格社太神宮神社を本社に合祀した。

目下社掌壹名、氏子四百六拾六戸、舊正月十一日に初祈禱とて大祭を、舊

八月廿五日、九月廿六日の兩度に例祭を執行して居る。

境内 六百五拾壹坪 官有地第一種

境内建物

所在

村社

大神宮合祀

現勢

境内建物

正殿 木造、銅板葺、流造 壹坪參合餘（八尺に六尺）の建物で勾欄附廻縁向拜を附設す、神殿は五尺に四尺六寸あり、舞殿と五尺に壹間の廊下を以て接続する。

舞殿 木造、瓦葺、切妻造、平屋參坪 壹丈貳尺に九尺 廊下と棟を同じうする。

拜殿 木造、瓦葺、入母屋造、平屋五坪 壹丈五尺に壹丈貳尺の建物で前面に向拜口六間に參尺左側に控所貳坪 六尺に壹丈貳尺を附設する、殿内正面梁上に

箭武者大明神の横額木製あり字体頗る佳調を帯びて居る。

鳥居 二基ありて拜殿前に相並ぶ

1. 拜殿の直前に在り、高壹丈巾九尺、八幡神社（額）大正六年十月吉日高濱村字徳

道山口儀平治建之（銘）

2. 1の直前にあり、高サ巾1に同じ、八幡神社（額）肥前國彼杵郡高濱村庄屋

峯儀右衛門宮守峰龍助施主村中（銘）

常夜燈 壹對、高六尺五寸、安政四丁巳年九月吉日奉獻永代常夜燈

熊團右衛門他拾參名（氏名略）（銘）

歴代神職世系

不詳

附屬社

附屬社

一、龍田神社 雜社

志那津比古命

志那都比賣命

所在 同村大古里

沿革 不詳、明治三十四年無格社に編入さる、舊九月九日に例祭を執行する。大古里郷住民の氏神である。

境内 九拾坪

東西六間
南北七間

官有地第一種

境内建物

正殿 南面す、木造、瓦葺、切妻造、平家壹坪(方六尺)

拜殿 木造、瓦葺、入母屋造、平屋九坪(方壹丈八尺)の建物で五尺に貳尺の向

鳥居 (右)師寫科明神と扁す、高八尺巾七尺、嘉永二年の建立に屬する。(師寫科は師奈斗か)

二、御食郡神社 雜社

祭神 宇迦之御魂命

所在

所在 同村字以下宿名千八百拾參番地 イノ第二 長崎縣廳より陸路五里半を隔つ。

沿革 不明、明治三十四年無格社に編入さる、例祭は舊九月十五日に執行以下宿名の氏神である。

境内 百六拾貳坪

境内建物

正殿 東面す、木造、瓦葺、入母屋造、平屋貳坪(九尺に八尺)

舞殿 構造正殿に同じ壹坪六合餘(壹丈に五尺)

拜殿 構造前者に同じ六坪貳合五勺(方壹丈五尺)

鳥居 (石) 高八尺巾七尺で御食郡神社弘化三年三月の文字がある。

三、龍田神社 雜社

祭神 志那津比古命

志那都比賣命

長崎市史地誌編

御食郡神社

龍田神社

所在 西彼杵郡高濱村字出口

此の地は高濱村と野母村との境界地で境内を南に出づること數歩にして直ちに野母村となつて居る、それで俗に高濱出口と稱し以て野母出口と區分する。長崎縣廳より陸路七里六丁。

沿革 創立及び變遷共に不明、明治三十四年無格社に編入さる、祭日舊九月廿一日で出口郷全部を氏子とす。

境内 參拾八坪

東西五間
南北七間

官有地第一種

境内建物

正 殿 北面す、木造、瓦葺、切妻造、平屋八合貳勺餘（六尺に五尺）

拜 殿 木造、瓦葺、入母屋造、平家五坪（壹丈五尺に壹丈貳尺）で向拜 此の他鳥居

酒好紙社と稱し文化十一年八月 境内には椎の老木五株あり、何れも一根四幹又は

五幹武者立ちの巨樹であるが特に拜殿前の一株は既に朽ち僅に半面を維持する樹皮により更に一巨枝を生じ鬱蒼として繁榮して居る。

四、八幡神社 雜社

所在

祭神 應神天皇
仲哀天皇
神功皇后

所在 同村黒濱郷、長崎縣廳より陸路五里を隔つ。

沿革 不明、黒濱郷の氏神である、毎年舊九月十九日を以て其の祭日とする。

境内 貳百七拾坪

官有地第一種

境内建物

正 殿 北面す、木造、銅板葺、流造參坪（壹丈貳尺に九尺）明治四十二年三月改築

祝詞殿 木造、瓦葺、切妻造、平屋壹坪半（九尺に六尺）

拜 殿 木造、瓦葺、切妻造、平屋六坪貳合五勺（方壹丈五尺で向拜六尺に參尺）

鳥 居 壹基高壹丈巾八尺で文久二年三月

常夜燈 今田庄右衛門、黒濱名中の銘がある。
（石） 高各約五尺貳寸、下段に在るものには文政十三年五月吉日奉寄進若者中

當社境内に附屬社として山ノ神（石祠）秋葉神社（同）猿田彦神社（同）等がある。

補遺 (長崎市)

水口天満宮

祭神 菅原道真公

所在 八坂町七拾參番地

沿革 元文五庚辛年二月吉旦臨川院謙光が誌する所、水口天神記を假名文とせしものを左に掲げて記述に代うることをする。

水野河内社地を賜ふ

所在

水口天神はいづれの時よりか傳へ來けん、所の人々相共に神異を仰ぎ年久しく春秋の祭に怠らざりけるとなん、元和年中長崎の奉行水野公河内守守信寛永三年より來任、元和中ならば長谷川權六郎なり(福田記)沙門慶順清水寺開基なり(福田記)と親し、彼沙門始めて清水寺の地を開きける比ほひ、水野公慶順の爲に水口の山田、家居まばらに有ける地を擇び施し寺院をすへ置べしとて天神の廟かねて其民に屬し、折節の祭など侍りしかども、民頼母しげなくていつしかに祭をも怠りぬ、こゝに於て水口より清水の境内に移し奉る、今に及んで百年

周傳再興

許り清水天神、是也、かくて水口の神跡むぐらよもぎのみして恬然として顧る者だにあらず、民も世渡り貧しく家こそりて散りくになりぬ、其後釋周傳たましく其地を得て草庵を結び竊に神に仕うまつれること年ありき、斯る神跡の名有りて實有れども久しく絶え廢れたる事を常に歎きて寢食安からず、再び明らかに久絶を興し侍らんと志深く切なりける、然るに丙午享保十一年也の秋九月廿五日の夜周傳夢に多賀新甫氏の家に行けるが、其妻謂へらく我家に靈驗著なる天神の像まします拜ませ參らせんとて、やがて尊像を抱き奉り來れるを周傳伏し拜み有難しとも中々言はん方なく感涙袖をうるほせり、妻のいはく神は清淨にして穢を厭ひ玉ふとかや、上人若し神に仕へんとならば精舎に送り奉らんと言ふより、周傳が衣にかけまくも畏き御影移らせ玉ふと見て時に地動き夢さめぬ、乃ち明けての日周傳多賀氏のもとへ問より夢の荒増未だ語りも出でぬに、其妻いへらく我日比崇め奉る天神水口へ行かせ玉はんと昨夜夢の御告ありけるにぞ偕は尊像に別奉る事御名殘の涙頻りにせきあへざりし夢物語に、周傳奇瑞の思割符を合する心地し侍りて共に歡喜の袖をしぼ

りきく人感を催しけり、それより靈夢に任せ周傳自ら土を運び木を負ひ普く世に勸め唱へて廢たる跡に就て重ねて廟宇を構へけるに、幾程なく成就し、すなはち十月朔日地を板ひ清めてかの神像を迎奉り朝夕香花をさゝげ敬ひ仕ふまつれることになりぬ、あはれ水口天神の名實古に還ることは周傳よりぞ始れりける、水口、清水神豈其徳を二つにし玉はんやかゝる由來語り繼いひ傳へて後の人をして永く忘れさらしめん、臨川老禪の記する所を聊やまと文に和らげ、世俗の一覽にたよりするものならじ。

元文五年三月上旬

梅嶺軒正豪述

水口天満宮社守松尾氏の記録に據れば

元和年中本石灰町町人に明石兵左衛門なる者が居た、寛永三年より六年頃迄の間に兵左衛門は五穀豊穰の爲めに天満宮を勸請したものであつた、當時社地の附近は一面の水田が打續いて居た、そして灌漑用水の水源が神社の側であつたから水口と稱へたと云ふ。地所々有者は高野平の百姓で市右衛門と云ひ、子與右衛門其の子彌平次に至り、明和四年六月土地及び天満宮社を舉

明石兵左衛門
天満宮勸請

げて銀壹貫參百目を以て愛宕上宮社人松尾土佐なる者に譲り渡した。

是より先き寶曆八年諏訪神社と末社關係を結んだ。

明和三年二月廿七日 西古川町炭屋より出火、北風烈しかり爲め油屋町、八坂町方面焦土と化し當社も類焼したが町年寄後藤惣左衛門社殿を、樺島町塩屋只七木鳥居を寄進し再建成就。

明和九年二月 社人松尾左近土佐の子愛宕社上宮より水口へ來りその宮守となつた。

安永七年二月 本五島町村江儀兵衛石祠一字奉納につき、同年五月朔日正遷宮を行つたが諏訪神社關係の瀧川、左仲東佐渡元言舎人や、梅園社の神門官十郎等が神事に執掌した。此の時、大村町村江清右衛門は木鳥居一基を奉納した。

安永九年 東濱町井手儀三、大嶋吉郎八の世話で大方の寄附金を求め神主住宅を改築した。

天明二年八月 廿五日當社祭典より諏訪神社に請ふて始めて湯立神樂を執行し爾來恒例となした。

湯立神樂

諏訪社末社
となる

現
況

天明四年 正月社前に參道を新設した。従前の社道は所謂畦畔で道巾狭く往來不自由であつたので此の年今石灰町乙名小西八十郎主として町年寄年番高嶋嘉一郎へ出願し水汲道新設の名目を以て新道を開設したのであつた。

天明五年九月 諏訪社末社に附し水口天満宮神主として神祇管領長吉田家の許状を受領し今年の神幸に供奉した。

天明七年二月 今石灰町乙名小西八十郎石燈籠一基奉納。

嘉永二年五月 社殿全部の改築を行つた。夫れが現在の建物である。

現 況

正殿 木造、瓦葺、流造貳坪貳合五勺方壹間半、石壇入壹丈四尺に壹丈、濱縁壹丈入參尺

拜殿 木造、瓦葺、向入母屋造五坪、間口貳間半、入貳間、向拜壹丈に參尺。

石祠 稻荷神社、總高六尺位(石垣共)萬延元年八月建兩石灰町中(氏名略)の銘あり。

獅子像石(壹對) 中島保之助廣近、建造安政七年五月、この外石鳥居慶應三年九月、無銘

石鳥居各壹對石燈籠壹對安政三年二月、手水鉢嘉永二年五月、明治三年七月等がある。

正殿は屋根破れ落ち、柱梁朽ち損じ、拜殿との間の昇廊下は先年取り拂はれて其の跡は空地となり、拜殿は天満宮の額や種々の匾額が掲げられて居る

けれども、戸障子の設けもなく今は物置に充用されて居る。

本社は前記の如き由緒あるに係はらず明治七年届出を怠りし爲め、全く無籍の神社となり、維新後舊神主歿落後社地は社殿と共に轉々賣却せられ、明治二十年頃より現在所有者の所有に歸したが、年と共に朽敗して見る影も無いので神慮も計り難く近時所有者、有志者の間に神社復興の計畫が行はれつゝある。

長崎市史地誌篇神社教會部下卷

終

長崎市史地誌編

長崎市史地誌編 長崎市役所 長崎市史地誌編 長崎市役所 長崎市史地誌編 長崎市役所

昭和四年三月二十日印刷
昭和四年三月三十日發行

長崎市史地誌編

神社教會部 下

編纂者兼
發行者

長崎市役所

印刷者 藤木喜平

長崎市櫻津町七番地

印刷所 藤木博英社

長崎市櫻津町七番地

終